

平成27年度 緊急経済対策住宅リフォーム促進事業補助金 補助金の1/2を商品券で交付

※制度内容一部改正

平成27年度の住宅リフォーム促進事業は、制度を一部改正し、平成27年度内の転入・転居を条件とした空き家のリフォームも新たに対象とします。
また、今年度は補助金の1/2を甲賀市商工会が発行する商品券で交付します。

申込期間
4月1日(水)
～5月29日(金)
※郵送の場合も5月29日(金)必着



世帯枠	世帯区分	世帯要件	補助金額
福祉世帯枠 予算 3千万円	① 子育て世帯	平成27年4月1日現在、中学生以下の方が同居している世帯	【補助率】 補助対象工事費の20% 【限度額】 最大20万円の補助
	② 高齢者世帯	平成27年4月1日現在、75歳以上の方(昭和15年4月2日以前に生まれた方)が居住・同居している世帯	
	③ 障がい者世帯	障害者手帳等の交付を受けた方が居住・同居している世帯	
一般世帯枠 予算 2千万円	④ 一般世帯	上記以外の世帯	【補助率】 補助対象工事費の20% 【限度額】 最大15万円の補助

びわ湖材
滋賀県産木材である『びわ湖材』を床や壁等の仕上げ材として10㎡以上、または構造材として1㎡以上使用した場合、限度額を5万円引き上げます。
①②③で最大25万円の補助
④で最大20万円の補助が受けられます。
※使用するびわ湖材は、市内のびわ湖材取扱認定事業体に登録された業者に限ります。

対象となる住宅

1. 申込者が所有し、自ら居住している市内の住宅
2. 申込者が所有しており、現在空き家となっている一戸建て住宅で、平成28年3月31日までに居住される市内の住宅
3. 店舗、事務所等併用住宅については、住居部分のみが補助対象

補助対象者

甲賀市民であり、市税等滞納のない個人
※ただし、平成23、24、25、26年度に住宅リフォーム補助を受けた方および住宅は対象外となります。

対象となる工事

市内に本社がある業者(下請業者を含む)へ発注する補助対象工事費が10万円以上の住宅リフォーム工事(平成27年4月1日～平成28年3月31日までに着手し、かつ完了可能な工事)
※他の制度の補助工事は対象外です。(例：省エネ住宅ポイント制度等)
※設備機器等の購入費、市外業者による工事費用等、補助対象外となる工事があります。

申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入し、添付書類を添えて、申込期間内に商工政策課または各地域市民センター窓口に提出ください。
※申込用紙は、市ホームページでダウンロードしていただくか、商工政策課、各地域市民センター窓口に設置してあります。

申込時添付書類

世帯要件確認のため、①子育て世帯・②高齢者世帯は、健康保険証の写しまたは住民票記載事項証明書等の写しが必要です。③障がい者世帯は、障害者手帳等の写しが必要です。
※いずれか一部

その他

※申込多数の場合は、福祉世帯枠・一般世帯枠それぞれに公開抽選を実施し、補助候補者を決定します。

補助金交付方法

補助金は商品券と現金口座振り込みの2回に分けてお支払いします。
1. 交付決定額の1/2を甲賀市商工会が発行する商品券で交付します。(交付決定～8月末頃)
2. 工事完了後、補助金額を確定し、交付決定額から、商品券による支払済み額を差し引いた残額を現金にて口座振り込みします。(工事完了～交付確定後～1カ月以内)
※商品券交付後に、交付決定の取り消し・変更が生じた場合は、対象金額を返還いただきます。
※商品券が使用可能な店舗については、商品券交付時に資料を添付します。(ホームページでデータを随時更新)
※商品券の使用期間は、交付日から平成28年1月31日までです。

問い合わせ・申し込み
〒528-8502 水口町水口60053
甲賀市役所 商工政策課 商工業振興係
☎65-0709 / ☎63-4087
※詳しくは市ホームページをご覧ください。

陶業後継者育成 修学資金の貸与制度

平成27年度の修学資金貸与学生を募集します。

- 募集人員 若干名
- 就学機関 デザインまたは窯業に関する技術、技能などを養成する機関
- 貸与期間 2年以内
- 貸与額 月額10万円を限度として無利子で貸与します。
- 貸与条件 修学終了後、引き続き5年以上、信楽焼・八田焼の関連事業所に就業しようとする方で高等学校卒業または同等の学力を有すると認められる方
- 資金返還 貸与を受けた修学資金は、卒業後5年以内に50%(家業に就く方は70%)を返還いただきます。
- 申請期限 4月17日(金)
- 申請に必要な書類 所定の申請書・在学証明書・修学に必要な経費報告書・作文
- 選考方法 面接等を実施し、審査会で採否および貸与額を決定します。



**問い合わせ
申し込み**
☎65-0709 / ☎63-4087
商工政策課 商工業振興係

新しい甲賀の魅力創出 地域特産品開発事業補助

地域特性を活かした特産品の開発や販売促進などに必要な経費に対して、経費の一部を補助します。

- 補助対象事業者 市内で1年以上事業を行う、法人または個人
- 補助対象事業 他の補助金の対象となっていない次の事業
 - ①特産品の開発または既存の特産品を改良し、新しく商品化する事業
 - ②特産品の製造について、甲賀市で生産する原材料を使用し、商品化する事業
 - ③商品または商品名が甲賀市の魅力を発信できるものを商品化する事業
- 補助率等
 - 補助金額 補助対象経費の1/2以内
 - 補助金限度額 新規商品の開発事業…50万円
既存商品の改良事業…10万円
 - ※1事業につき1回限り
- 募集期間 4月1日(水)～9月30日(水)

問い合わせ
商工政策課 商工業振興係
☎65-0709 / ☎63-4087